

# 牛乳でスマイルプロジェクトロゴマーク使用規程

制定 令和4年6月20日 4畜産第761号

## (趣旨)

第1条 この規程は、牛乳でスマイルプロジェクトロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものです。

## (ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、牛乳でスマイルプロジェクトロゴマークガイドライン（以下「ロゴガイドライン」という。）に掲げるものとします。

## (使用目的)

第3条 ロゴマークは、国産の牛乳や乳製品の消費拡大の取組の趣旨に賛同し、本取組を積極的に推進する意思を表明するために使用するものとします。牛乳乳製品をはじめとした国産畜産物が国民の健康的な食生活を支えていることや、畜産・酪農が地域の資源循環に貢献していること等の国民理解を醸成することで、参加企業・団体等から国民への情報発信がなされることを期待します。

## (使用登録)

第4条 国産の牛乳や乳製品の消費拡大の取組の趣旨に賛同するすべての企業・団体（公的機関・地方公共団体・個人事業主を含むものとし、政治団体・宗教法人及び反社会的勢力を除く。）及び個人が対象です。

2 登録した企業・団体・食に関する活動を行う個人等については、ご希望に応じて[牛乳でスマイルプロジェクトの公式ウェブサイト](#)等において名称を掲載いたします。

3 ロゴマークを使用しようとする者は、(一社)Jミルクのウェブサイトから牛乳でスマイルプロジェクト参加申込みを行うものとします。

## (使用条件)

第5条 使用登録後、ロゴガイドラインに従い、以下の内容を遵守して、ロゴマークを使用することができます。

一 ロゴマークは、無償で使用することができます。

二 ロゴマークを使用した商品・サービスの使用を行うことについて、第三者の権利等を何ら侵害するものであってはならないものとします。

三 ロゴマークを使用した商品・サービスについて、農林水産省及び(一社)Jミルクはその品質、正確性、適法性、合目的性等を何ら保証するものではないものとします。

四 ロゴマークを使用した商品・サービスについて、農林水産省及び（一社）Ｊミルクは、それが法令、条約、規約等に抵触しないことについて何ら保証するものではないものとします。

（使用に関する権利）

第6条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、農林水産省に帰属します。

（使用方法）

第7条 ロゴマークのデザイン、色等は、ロゴガイドラインの通りとします。同ガイドラインに沿ってご使用になるよう、事前に必ずご確認ください。

- 2 使用者は、ロゴマークを改変して使用することはできません。
- 3 ロゴマークの使用期間は、使用者が登録をしている期間を限度とし、農林水産省又は（一社）Ｊミルクからの期間終了の連絡がない限り継続します。なお、農林水産省又は（一社）Ｊミルクは、使用実態等を踏まえ終了時期を設定し、十分な余裕をもって事前に使用者に連絡するものとします。
- 4 以下のようなロゴマークの使用は、禁止します。また、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、農林水産省はロゴマークの使用を差し止めることができます。
  - 一 国民の利益を害する恐れがある場合
  - 二 農林水産省や（一社）Ｊミルクの信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合
  - 三 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
  - 四 個別の商品、使用者が提供するサービスの品質及びその他の企業・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤解を招きやすい方法での使用
  - 五 特定の思想、宗教、反社会的勢力の活動に利用される恐れがある場合
  - 六 募金活動と結びつけた使用や不当な利益を上げるための使用
  - 七 他の企業・団体や個人の商品・サービスを誹謗中傷するような使用
  - 八 第4条に基づく使用登録に虚偽の記載があった場合
  - 九 本規程、ロゴガイドライン等に違反したと農林水産省又は（一社）Ｊミルクが認めた場合
  - 十 前各号に掲げるもののほか、農林水産省又は（一社）Ｊミルクが使用の継続が不適切と認めた場合
- 5 前項に規定する使用が認められないものの登録を確認した場合には、農林水産省又は（一社）Ｊミルクは登録者に対し、ロゴマークの使用は認められない旨をメールにより遅延なく通知するものとし、登録の取消しを行います。

(使用者の遵守事項)

- 第8条 使用者は、関係法規、本規程、ガイドライン、その他農林水産省が随時定める規則類を厳格に遵守するとともに、本取組の趣旨に反した利用がなされないように細心の注意を払うものとします。また、使用者は、牛乳乳製品やロゴマークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負います。
- 2 使用者は、第三者がロゴマークの著作権・商標権その他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに農林水産省又は（一社）Jミルクに通知する義務を負います。
  - 3 使用者は、ロゴマークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については、対応を農林水産省と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、使用者が負担するものとします。
  - 4 使用者がロゴマークの使用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、農林水産省、（一社）Jミルク、その他の第三者が一切の損害、損失又は責任を負わないようにします。
  - 5 使用者は、キャンペーンやイベント等の行事にロゴマークを使用する場合、各種行事の開始から原則1カ月以内に、[牛乳でスマイルプロジェクトの公式ウェブサイト](#)上の「キャンペーン等におけるロゴマーク使用報告フォーム」により使用報告を提出する必要があります。提出いただいた使用報告は、公式ウェブサイト等で紹介させていただく可能性があります。
  - 6 使用者は、農林水産省又は（一社）Jミルクから別途要請がある場合は、ただちにロゴマークの使用実態の報告やロゴマークを使用した物の提出等を行う必要があります。
  - 7 使用者は、第7条5による使用の取消しによりロゴマークを使用した物品を回収することとなった場合、農林水産省及び（一社）Jミルクは、回収に係る一切の損害、損失又は責任を負わないようにします。

(登録期間)

- 第9条 農林水産省又は（一社）Jミルクから使用の期間終了の連絡がない限り、牛乳でスマイルプロジェクトが存続している期間とします。

(規程の改定)

- 第10条 本規程は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。
- 2 本規程の改正により使用者に不利益が生じたとしても、農林水産省及び（一社）Jミルクは一切の責任を負いかねます。

(その他)

- 第11条 本規程に定めのない事項については、農林水産省及び（一社）Jミルクが協議の上、判断するものとします。